

○教育推進機構学生特別支援室要項

(平成 31 年 3 月 8 日学長裁定第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、弘前大学教育推進機構規程第 4 条第 4 項の規定に基づき、弘前大学（以下「本学」という。）の学生に対する障害を理由とした差別の解消の推進のため、弘前大学教育推進機構に置く学生特別支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 支援室は、本学における障害のある学生（以下「障害学生」という。）への全学的な支援とその質保証を推進し、もって障害学生の円滑な学修等に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害学生（当該学生に関係する職員・家族等を含む。）からの相談に関すること。
- (2) 障害学生への合理的配慮の提供に関すること。
- (3) 障害学生の修学及び学生生活に係る連絡調整に関すること。
- (4) 障害学生支援の啓発に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第 4 条 支援室に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 教育推進機構長から指名された者
- (4) 保健管理センター所長から推薦された者
- (5) その他室長が必要と認めた職員

(部局との連携及び協力)

第 5 条 支援室は、第 3 条の業務の遂行に当たっては、関係部局との緊密な連携及び協力の下に行うものとする。

(室長)

第 6 条 室長は、教育推進機構長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、支援室の業務を掌理する。

(副室長)

第 7 条 副室長は、第 4 条第 3 号から第 5 号に掲げる職員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは室長を代理する。

(任期)

第 8 条 第 4 条各号に掲げる職員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、室長及び副室長の任期の末日は、教育推進機構長の任期の末日以前とする。

(運営会議)

第9条 支援室に、支援室の運営、障害学生への適切な支援の実施、及び全学的な課題解決等に関する事項を審議するため、学生特別支援運営会議を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 支援室の事務は、学務部学生課において処理する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。